## 令和4年度税制改正に関する提言

令和3年11月25日 全国都道府県議会議長会

## 地方税財源の充実確保全般について

- 1 地方は、社会保障関係費の増嵩などによる財源不足が続く中でも、新型コロナウイルス 感染症対策、少子高齢化が進行する中での充実した社会保障サービスの提供、地方創生・ 人口減少対策、疲弊した地域経済の回復と活性化、デジタル社会の実現、防災・減災対策 等増大する地域の諸課題に責任を持って対応していく必要があることから、地方財政計画 に増大する地方の財政需要を適切に反映するとともに、「経済財政運営と改革の基本方針 2021」を踏まえ、安定的な財政運営に必要な一般財源総額の確実な確保を図ること。
- 2 新型コロナウイルス感染症の影響による地方税収の動向を注視し、大幅な減収が生じた場合、令和2年度限りの措置である減収補塡債の対象税目の拡大については、令和3年度 以降も適切な対応を図ること。

また、令和2年度及び令和3年度において発行が認められた特別減収対策債及び特別減収対策企業債については、令和4年度以降も適切な対応を図ること。

3 地方交付税については、引き続き、財源保障機能と財源調整機能の両機能が適切に発揮 できるよう、その総額を確保すること。

また、臨時財政対策債に頼らず、安定的にその総額を確保できるよう、法定率の引上げを含めた抜本的な改革を行うこと。

## 個別項目について

1 地域経済の活性化に必要な賃金の上昇の実現に向けて、賃金を引き上げた企業を支援するための税制の抜本的な拡充を図ること。

また、最低賃金については、地域間格差を是正しつつ継続的に引き上げること。

- 2 新型コロナウイルス感染症拡大により東京圏への一極集中のリスクが認識されたこと を踏まえ、企業の地方移転を推進するため、地方拠点強化税制を継続・拡充すること。
- 3 電気供給業、ガス供給業などに対する収入金額課税は、受益に応じた負担を求める外形 課税として定着し、地方税収の安定化に大きく貢献していることから、現行制度を堅持す ること。
- 4 土地に係る固定資産税の課税標準額については、令和2年度と同額とする負担調整措置 を令和3年度限りとすること。

- 5 中長期的な視点に立って検討を行うとされている自動車関係諸税については、地方にお けるインフラ老朽化対策等の貴重な財源であることを十分に踏まえ、地方財政に影響を与 えないよう留意すること。
- 6 ゴルフ場利用税については、アクセス道路の整備・維持管理、ゴルフ場から排出される ごみ処理、地すべり対策等の災害防止対策等、特有の行政需要に対応していること、また、 その税収の7割が所在市町村に交付金として交付されており、特に財源に乏しい中山間地 域の当該市町村にとっては貴重な財源となっていることから、現行制度を堅持すること。
- 7 施設が立地する市町村における財政上の影響等を考慮し、基地交付金等の所要額を確保すること。
- 8 大規模災害発生時における被災地方公共団体に対する寄付金については、税額控除額の 算定における「個人住民税所得割の額の2割」という限度額を時限的に引き上げるなど、 被災地方公共団体の復興に役立つよう制度を充実すること。
- 9 国際観光旅客税については、これまでも地方公共団体が観光資源の魅力向上等に対し、 様々な取組を行っていること等を踏まえ、その税収の一定割合を、自由度が高く創意工夫 を活かせる交付金等により地方に配分すること。